

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、医療生活協同組合たかまつ労働組合から次のとおり争議行為を行う旨、平成20年10月27日通知があった。

平成20年11月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

2008年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

2 日時

平成20年11月12日午前0時以降、要求実現までの間

3 場所

医療生活協同組合たかまつ

高松協同病院 香川県高松市木太町7区4664番地

デイサービス協同 香川県高松市木太町7区4703番地-2

4 争議行為の概要

前記の場所における、全体的又は部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。
ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。